

## 港湾関連手続業務講習会における主な質疑応答

質 問 内 容	回 答 内 容
<b>【受委託関係】</b>	
外航船業務において運航者に変更があった場合の訂正等について不都合が生じている。受委託登録について見直しをお願いしたい。	20年12月25日より船舶基本情報の受委託業務見直しを行い、受委託設定がない代理店でも船舶基本情報の運航者の訂正・登録を可能といたします。 なお、詳細につきましてはNACCS掲示板に掲載いたしますので、ご参照ください。  <b>【改修後の留意事項】</b> 船舶基本情報は入出港関連手続の基本となる情報ですので、誤った情報が登録されますと、港湾関連省庁へ提出する入出港届等の内容に影響を及ぼすこととなります。 港湾関連省庁へ入出港届等を提出する際には登録されている情報内容に誤りがないことをご確認の上、手続きを行うようにお願いします。
外航船業務において受委託登録が必須とされているため、係留施設使用届が出来ないケースがある。受委託登録について見直しをお願いしたい。	受委託関係チェックを見直し、港単位の受委託関係情報がシステムに登録されていなくても入出港等業務が可能となる仕様変更を21年2月頃に行うことといたします。これにより受委託登録が無くても係留施設使用届が申請可能となる予定です。
<b>【回答結果の出力関係】</b>	
危険物許可申請、停泊場所指定願等について、旧システムでは、申請項目、回答通知コード及び当該結果コードの内容が記載された形での帳票出力が可能であったところ、NACCSとの統合後には回答通知コードのみの出力となったため、事後の業務処理に支障を来している。従前の帳票出力に変更していただきたい。	従前と同様な形での帳票出力となるよう検討していたところ、年度内の予算確保は難しい見通しとなりましたが、利便性向上のために、関係機関との連絡調整を進めながら引き続き検討を続けていきます。
<b>【転錨関係】</b>	
京浜港において、東京港入港時にマニュアル処理が行われ、川崎港に転錨後、同港でシステムにより出港届を提出したところエラーとなった。以前はエラーとなることはなかったが、どのように対応すれば良いか。	東京港において入港届がマニュアルで提出された場合は、システムでとん税納付状況等が確認できないため、川崎港では出港許可保留となります。この場合、税関に依頼のうえ保留解除を行っていただくことになります。 なお、東京港でシステムにより処理が行われている場合は、横浜港における出港届業務の際「入港届提出番号」欄に東京港での「入港届提出番号」を入力することによりシステムで処理可能となります。
<b>【執務時間外】</b>	
更改後の執務時間外積卸申請(OVS)について、一部官署ではOVS業務ではなく汎用申請を使用する必要があるが、汎用申請ではシステム化のメリットが得られないため是非改善をしていただきたい。	24時間開庁官署においてはOVS業務の利用が出来ない状況にあり、暫定的な対応として汎用申請での利用をお願いしています(OVS業務による申請が出来ない官署については「府省共通ポータル 税関(NACCS)からのお知らせ 時間外貨物積卸申請時の注意事項」として掲載しています。)。現在、平成21年2月を目処に24時間開庁官署への申請もOVSでの対応を可能とするよう検討を進めています。

質問内容	回答内容
<b>【コード関係】</b>	
<p>バーコードや国連ロコード等のコード集が見づらいし、検索も難しいので見直しをお願いしたい。</p>	<p>府省共通ポータルホームページに掲載されているコード集については、より見やすく、また、使いやすくなるよう掲載内容の見直しを行います。          なお、コード集にはエクセル等の形式で掲載していますので、適宜ダウンロードのうえ、それぞれの実情に応じて自由に加工のうえ、お使いいただければと思います。</p>
<b>【運航情報・運航者変更】</b>	
<p>旧システムでは複数の船舶運航情報の登録が可能であったが、更改後は1航海のみの登録となったため、事前登録ができない。従前の方法に変更いただきたい。</p>	<p>複数の運航情報を管理するのは煩雑であり、1航海単位で使いまわし出来る方が利便性が高い等の要望を踏まえ変更したものであり、現行方式についてご理解いただければと思います。</p>
<p>1航海のみの登録となったため、韓国 - 日本間のように1日で2往復するようなケースがあり、事前登録が出来ないと支障が生じる。</p>	<p>そのような場合は、V Tタイプをご利用いただくか、V XとV Tタイプの併用により対応いただければと思います。</p>
<p>日本の複数港に寄港するケースで、途中の港で船舶運航者が変わるときがある。船舶基本情報には1船舶運航者しか登録できないが、どのように対応すればいいのか。</p>	<p>20年12月25日より船舶基本情報の受委託業務の見直しを行い、受委託設定がない代理店でも船舶基本情報の船舶運航者名を変更することが可能となります。          なお、詳細につきましてはNACCS掲示板に掲載いたしますので、ご参照ください。</p>
<b>【利便性】</b>	
<p>更改後のシステムでは、エラー通知が各提出先官庁等から別々のタイミングで送信されてくるが、利用者から見ると、最終的にどのタイミングで全官庁等が正式に受理したのか、また、どの段階でエラーをクリアしたのか、非常に判りづらい仕様であり、改善をお願いしたい。</p>	<p>NACCSにおけるエラー処理の概要については、別途掲載している「港湾関連手続業務講習会 資料 P9～11」に記載がありますので、ご参考にしていただければと思います。なお、ご要望の改善につきましては、今後の検討とさせていただきます。</p>
<p>以下のような利便性向上を図っていただきたい。          プルダウン機能の拡充          内航船業務における日本語入力 of 拡大          変更申請を行う際の入港前統一申請番号の入力方法          JSS業務画面の印刷出力          業務固有情報欄の拡張          入力画面項目の並びの変更          等々</p>	<p>ご要望としてうけたまわりました。今後も利便性向上に向けて検討させていただきます。</p>
<p>JSSの検索結果画面はスクロールバーが無いため見づらく、利便性に欠けている。是非、改善をお願いしたい。</p>	<p>現状ではスクロール機能が無いため、ひとつの項目をクリックし、更にキーボードの矢印ボタンを押下することで右側の情報を確認いただければと思います。スクロール機能の件についてはご要望として承ります。</p>
<p>「入力情報特定番号」はどのように使用するのが教えてほしい。</p>	<p>同番号は受信結果一覧の「入力No.」に反映されるので、社内整理番号や船名など任意の情報を入力することにより情報管理のKEYとして活用いただくことができます。</p>

質問内容	回答内容
<p>港湾EDIシステムでは途中まで入力を行った時点で一時保存する機能があったが、現在のパッケージソフトでも一時保存機能はあるのか。</p>	<p>業務入力画面の処理区分コード欄に「登録・訂正・取消」のいずれかが入力されていれば、入力途中の状態申請内容を一時保存することが出来ます。保存方法としてはツールバーより[ファイル] [データ登録]を選択してください。保存された一時データは送受信ツリーの送信対象フォルダに格納されます。</p>
<p>危険物の申請について、現在UNで申請しているが、全情報を打ち込んでいる状態となっている。旧港湾EDIシステムのように、検索して名前等が自動入力される形式にはできないのか。</p>	<p>ご要望の改修を行うことはシステム制約上の関係から困難と考えています。そのように大量のデータ登録を行う場合は、パッケージソフトにある外部ファイル保存・呼出の機能を使っただけであれば、データの流用等も可能となり、容易にデータ作成が可能となりますので、是非御活用いただきたいと思ひます。</p>
<p><b>【税関】</b></p>	
<p>不開港出入許可手数料申請の際には印紙を使っているが、それ以外の方法はないのか。</p>	<p>平成22年2月頃にマルチペイメントネットワーク(MPN)を利用した手数料の納付を可能とする予定ですので、それまでの間は、現行どおり印紙により対応いただきたいと思います。</p>
<p>船舶基本情報の税関確認の要否判定で「A」又は「B」が出るが、「B」の場合は入港届提出時に国籍証書等の原本確認が必要なため、本船から持出す手配が必要となる。事前に税関確認の状況が分かる方法はないのか。</p>	<p>IVS業務(照会種別A0)の照会画面結果に表示される「税関確認年月日欄」により確認することは可能です。税関確認年月日欄に年月日が表示されていればその日より1年間は税関確認有効期間であり、ブランクであれば税関確認が必要となります。</p>
<p>VPT(入港前統一申請B)に乗組員情報を入力して申請してから、本船入港後にVIT(入港届B)を行うと、税関に出力される入港届情報に乗組員情報識別が38(マニュアル)と表示される。 VPTで乗組員情報を申請しているのに、何故「マニュアル」と表示されるのか。 税関で入港届情報を確認する際に「乗組員氏名表を別途マニュアルで提出してくる」と誤解される。</p>	<p>入港届情報(VIX、VIT)における「乗組員情報処理識別」欄は、乗組員数をシステムから自動補完するか否かを表示する項目となっていますが、VITの場合はシステムから自動補完ができないため、一律「38 :マニュアル処理」を表示する仕様としています。結果として誤解を招くこととなっていますので、NACCS入力マニュアル等の記載内容を修正し、誤解を招くことが無いよう対応させていただきます。なお、表示自体の変更については、今後の検討とさせていただきます。</p>
<p><b>【国交省・港湾管理者】</b></p>	
<p>申請情報が「？」といった形で文字化けすることがあるが、改善をお願いしたい。</p>	<p>入力にあたって外字等を使用したことが原因と思われます。府省共通ポータル掲示板の「港湾管理者からのお知らせ」に入力可能文字の説明を掲載しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。なお、「港湾管理者からのお知らせ」には、このような情報を適宜掲載いたしますので、週に1回程度は閲覧いただければと思います。</p>
<p>港湾管理者が係留施設使用許可申請から係留施設使用届を作成する際、代理店欄が空欄になっているため入力が困難となっている。旧港湾EDIシステムではこのような形ではなかったが、是非、改善をお願いしたい。</p>	<p>平成21年3月までに改善する方向で検討させていただきます。</p>
<p><b>【海上保安庁】</b></p>	
<p>保安情報について、例えば、入港先が「東京港」から急遽「横浜港」と変更となった場合、システムで変更ができないが、改善いただけないか。</p>	<p>申請途中における入港先の変更は不可としています。このような場合は、東京港における届出を取消していただき、改めて横浜港宛に提出していただければと思います。</p>

質問内容	回答内容
保安情報を申請する際の「港域入港日時」は、沖着時間を入力すればいいのか。また、保障契約情報の申請において、入港・入域時刻はどのように入力すればよいのか。	「沖着時間」を入力いただければ結構です。 入港日時と港域入域日時については、入港予定日時及び入域予定日時をそれぞれ入力して下さい。
港長への停泊場所指定願をV Tでやっているが、運航者の情報を毎回入力する必要があり、しかも、一字一句違うだけでエラーになる。船社コードや運航者コードを入力するだけで、あとは自動的に保管されるような形に変更していただきたい。	「V T11」業務を利用し、船舶コードをKEYにして呼び出していただければ、船舶基本情報に登録されている「船舶運航者」名が自動的に入力画面に展開されますので、是非、この呼出し業務を使って入力作業を行っていただければと思います。
危険物関係の申請において、申請 許可の後に貨物が追加する必要が生じた場合、どのように対応すればよいのか。	申請時に払い出された「入港前統一申請番号」を入力のうち、区分コードを「訂正」として再度正しい情報を送信ください。
<b>【入国管理局】</b>	
乗員上陸許可申請(CRW03)を行う際、VTX02で入力した乗組員情報等の転用が出来ないため、改めて打ち直すという2度手間が発生している。VTX02の情報をCRW03でも利用可能となるようシステムの改善をしていただきたい。	改修について検討させていただきます。
一部の入国管理局から、当面はシステムではなく紙による申請を行うよう言われているが、事実関係はどうか。	入国管理局においても電子申請の推進に向けて積極的に取り組んでいるところですが、ご指摘の点を踏まえ、再度各入国管理局に対し徹底させていただきます。なお、入国管理に係る一連の手続をスムーズに処理するためには、予備審査情報等となる乗員及び乗客名簿の提出から出港届までのすべての手続に関して電子的に実施していただくことが必要となりますので、是非、ご協力をお願いいたします。
<b>【検疫】</b>	
検疫向けの申請(VPX)では、入港前30日間までの寄港地が必須になっているが、船舶運航情報登録(VTX01)で日本の寄港地を入力した場合はエラーとなる。このため、日本の寄港地を除き外国での寄港地のみを入力しているが、一部の検疫所からはボヤジメモ等をFAXで送信すると言われることがある。どのように対応をすればいいのか教えていただきたい。	現在、本邦の港は入力不可とする仕様となっておりますので、外国の寄港地のみ入力のうえ送信してください(なお、本邦の寄港地の入力については、今後必要に応じて調整することといたします)。 なお、具体的な寄港地の入力方法については、府省ポータルホームページに掲載されている「NACCS入力マニュアル港湾手続関係事務」に記載しておりますので、是非、ご参考にしていただければと思います。  ただし、審査の際に状況に応じて、Boyage Memoの提出をしていただくこともあります。
明告書(検疫所)の提出において沖外停泊がある場合は、その時間の報告が求められるが、入力欄がないため、「びょう泊時間」欄を使用するよう検疫所からは要請されているがこの方法で問題ないのか。	沖外停泊があった場合は、ご質問のとおり、「びょう泊の年月日」欄及び「びょう泊の時刻」欄を使用していただいて問題ありません。
入港前統一申請の検疫所向け入港通報において、びょう泊時刻欄を入力しないとエラーとなる。入力項目表で見ると「任意項目」となっているが誤りではないのか。	入港通報においては「びょう泊年月日」又は「着岸年月日」のいずれかが必須項目であり、いずれかの項目に入力した場合は対応する「びょう泊時刻」又は「着岸時刻」も必須項目として入力していただく必要があります。